

# 府中市条例第 1 号

## 府中市精神障害者医療費支給条例

### (目的)

第1条 この条例は、精神障害者に対し、医療費の一部を支給することにより地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾病や身体合併症の重症化予防のほか、保健の向上や福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

### (対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、府中市内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（府中市外に住所を有することとなった者であって、同法第116条又は第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされるものを含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者（同法第55条又は第55条の2の規定により広島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされるものを含む。）又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第30条に規定する医療受給者証の交付を受けている者に限る。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により医療の給付（同法第

- 24条の20に規定する障害児入所医療を除く。)を受けることができる者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
  - (4) 国民健康保険の被保険者のうち府中市内に住所を有することとなった者であって、国民健康保険法第116条又は同法第116条の2の規定により本市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなされるもの
  - (5) 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者のうち府中市内に住所を有することとなった者であって、同法第55条第1項若しくは第2項又は第55条の2第1項の規定により広島県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となるもの
  - (6) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の障害の状態である旨の広島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの
- (医療費の支給)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付（入院に係る医療に関する給付は除く。）の額（その者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その者に対しその満たない額に相当する額から次の各号に定める額を控除した額を医療費として支給する。

- (1) 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国等が負担する医療に関する給付相当額
- (2) 次条の規定による一部負担金相当額

2 前項の医療に要する費用の額は、国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 医療費は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けたことその他の特別の事情があると市長が認める者については、この限りでない。

- (1) 対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法

律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)による改正前の国民年金法施行令(以下「旧施行令」という。)第6条の4第1項に規定する額を超えるとき。

(2) 対象者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又は対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当施行令」という。)第2条第2項に規定する額以上であるとき。

4 対象者が、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項の指定訪問看護を行う事業所(以下「保険医療機関等」という。)において医療又は指定訪問看護を受けた場合には、市長は、医療費として当該医療又は指定訪問看護を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療又は指定訪問看護に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、当該医療又は指定訪問看護を受けた者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

6 第3項第1号に定める所得は、旧施行令第6条に定める所得とし、同項同号に規定する所得の額は、旧施行令第6条の2に規定する計算方法により算定した額とする。

7 第3項第2号に定める所得は、特別児童扶養手当施行令第4条に定める所得とし、同項同号に規定する所得の額は、特別児童扶養手当施行令第5条に規定する計算方法により算定した額とする。

(一部負担金)

第5条 対象者は、保険医療機関等において医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに1日につき200円(国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国等の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が200円に満たない場合は、当該満たない額。第3項において同じ。)を、一部負担金として支払うものとする。ただし、対象者が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたと

きは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 対象者は、同一の月に同一の保険医療機関等において、医療又は指定訪問看護を4日受けたときは、前項の規定にかかわらず、一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療又は指定訪問看護を受ける際、支払うことを要しない。

3 対象者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき200円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において施術を4日受けたときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(医療費の返還)

第6条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部又は一部を支給せず、又はすでに支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(府中市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同法第116条の2に規定する病院等への入院等により、府中市外に住所を有することとなった者を含む。」を「府中市外に住所を有することとなった者であって、同法第116条又は同法第116条の2の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされるものを含む。」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 国民健康保険法の被保険者のうち府中市内に住所を有することとなった者

であって、同法第116条又は同法第116条の2の規定により本市以外の市町村の区域内に住所を有するとみなされるもの

(府中市乳幼児等医療費支給条例の一部改正)

第3条 府中市乳幼児等医療費支給条例(昭和48年府中市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第192号)」の次に「第116条に規定する修学又は同法」を加え、同条第2項中「国民健康保険法」の次に「第116条に規定する修学又は同法」を加える。

(府中市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第4条 府中市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年府中市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第192号)の被保険者(」の次に「同法第116条に規定する修学又は」を加え、同条第2項第3号中「被保険者で、」の次に「同法第116条に規定する修学又は」を加える。

## 府中市規則第 7 号

### 府中市精神障害者医療費支給条例施行規則

#### (総則)

第1条 この規則は、府中市精神障害者医療費支給条例（令和3年府中市条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

#### (受給者証の交付申請)

第3条 対象者は、あらかじめ精神障害者医療費受給者証交付申請書（別記様式第1号）により、次に掲げる書類を提示して市長に提出するものとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第30条に規定する医療受給者証

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) その者がその年の1月1日において他の市町村に住所を有していたときは、その者の前年の所得の額（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（以下「旧施行令」という。）第6条の2の規定によって計算した所得の額をいう。（その者が旧施行令第6条の2第2項第1号から第3号までの規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数について当該市町村長の証明書
- (2) その者が条例第4条第3項第1号の規定に該当せず、かつ、同項第2号に規定する者（以下「扶養義務者等」という。）の場合において扶養義務者等がその年の1月1日において他の市町村に住所を有していたときは、扶養義務者等の前年の所得の額（扶養義務者等が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第5条第2項各号の規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに条例第4条第3項第2号に規定する扶養親族等の有無及び数

について市町村長の証明書

(3) 条例第4条第3項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書きに規定する特別の事情を明らかにする書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 1月から7月までの間に行う申請については、前項第1号から第2号での規定中「前年の所得」とあるのは「前前年の所得」と、「その年」とあるのは「前年」とする。

(受給者証の交付等)

第4条 市長は、前条第1項又は次条の規定による申請に基づいて対象者が条例第4条第3項各号のいずれにも該当しないと認めるとき（当該申請が同項ただし書の規定の適用を受けようとするものであるときは、対象者について同項ただし書に規定する特別の事情があると認めるとき）は、当該対象者（以下「受給者」という。）に対し、精神障害者医療費受給者証（別記様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を直ちに市長に返還しなければならない。

3 市長は、前条第1項又は次条の規定による申請に基づいて対象者が条例第4条第3項各号のいずれかに該当すると認めて（当該申請が同項ただし書の規定の適用を受けようとするものであるときは、対象者が同項各号のいずれかに該当し、かつ、当該対象者について同項ただし書に規定する特別の事情がないと認めて）医療費を支給しないことを決定したときは、その旨を、精神障害者医療費受給資格非該当通知書（別記様式第3号）により、当該対象者に通知するものとする。

(受給者証の更新申請)

第5条 受給者は、受給者証の有効期間の更新を受けようとするときは、毎年6月1日から同月30日までの間に、別に定める精神障害者医療費受給者証資格更新申請書に第3条第2項各号（第3号を除く。）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により資格要件等を確認することができるときは、この限りでない。

(受給者証の再交付申請)

第6条 受給者は、受給者証を損傷し、又は亡失したときは、精神障害者医療費受給者証再交付申請書（別記様式第4号。次項において「再交付申請書」という。）を市長に提出して、その再交付を申請するものとする。

2 受給者証を損傷した場合の前項の申請には、再交付申請書に、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、

直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第7条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から14日以内に、その旨を精神障害者医療費受給者証記載事項等変更届(別記様式第5号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名に変更があったとき。
- (2) 市の区域内においてその住所に変更があったとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更があったとき、当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更があったとき、又は当該医療の給付の内容に変更があったとき。
- (4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、その者が被保険者若しくは組合員となるに至ったとき、受給者が被扶養者となっている被保険者若しくは組合員に変更があったとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者若しくは組合員の住所、氏名若しくは被保険者証若しくは組合員証の記号に変更があったとき。
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更があったとき、又は被保険者証の記号番号に変更があったとき。
- (6) 受給者が国民健康保険法第6条第6号又は第8号に規定する者に該当するに至ったとき。
- (7) 条例第4条第3項第2号に規定する配偶者又は扶養義務者に変更があったとき。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者(第2号の場合にあつては、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者)は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を精神障害者医療費受給資格喪失届(別記様式第6号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 受給者が死亡したとき。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護が開始されたとき。

(受給者証の添付)

第9条 第7条(第3号から第5号までを除く。)又は前条の規定による届出には、受給者証を添えなければならない。ただし、受給者証を添えることができない理由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給者証に



代えることができる。

(医療費支給の申請)

第10条 条例第4条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする者は、精神障害者医療費支給申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われることを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

(受療の手続)

第11条 受給者は、条例第4条第4項の規定により医療を受けようとするときは、同項に規定する保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(費用の支払の請求)

第12条 保険医療機関等は条例第4条第1項の規定により医療を受けた者が当該保険医療機関等に支払うべき費用の支払を市長に請求しようとするときは、別に定める書類を市長に提出するものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第13条 精神障害者医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、精神障害者医療費の支給を受け、又は受けようとする者は、第三者の行為による傷病届(別記様式第8号)により、直ちに、市長に届け出なければならない。

(親権者又は後見人の申請等)

第14条 第3条、第5条から第8条まで、第10条及び前条の規定による申請又は届出の手続は、対象者又は受給者が15歳未満であるときその他申請又は届出の手続をする能力を有しない者であるときはその者に代わって、その親権を行う者又は後見人(事実上後見人の職務を行っている者を含む。)が行うものとする。

(口頭による申請等)

第15条 市長は、第3条、第5条から第8条まで、第10条及び第13条に規定する申請書、届書その他の書類を作成することができない特別な事情があると認めたときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置をとることによって、これらの書類の受理に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに署名しなければならない。

(申請者等の記載事項)

第16条 第3条、第5条から第8条まで、第10条及び第13条に規定する申請

書又は届書には、住所及び申請又は届出の年月日を記載し、申請者又は届出人の氏名を署名又は記名押印しなければならない。

(添付書類の省略等)

第17条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(医療費に関する処分の通知)

第18条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書により、その内容を申請者又は届出人に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。